

平 18. 5. 23
総 45－7
基礎小 54－7

基礎年金番号等について

平成18年5月23日

社 会 保 険 庁

I 基礎年金番号導入の目的

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
 - 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金保険や共済組合は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
 - 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、基礎年金番号導入前においては、
 - ① 制度を通じた記録の把握が困難
 - 年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
 - 他制度の年金給付との併給調整もれが発生（他制度の年金受給者であるか否かの把握が困難）
 - ② 制度加入等の際に加入者に届出義務を課しており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
 - 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）
- という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金保険事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。
- ※ なお、当時、国会において、国民総背番号制の導入への懸念から目的外利用の禁止の担保措置が求められ、専ら年金分野において活用する旨を答弁。

II 基礎年金番号の付番状況

平成9年1月の基礎年金番号導入時

- ① 国民年金又は厚生年金保険の現存被保険者は、加入している制度（当時）の年金手帳記号番号を基礎年金番号として使用
- ② 国民年金又は厚生年金保険の年金受給権者は、裁定の基礎となった年金手帳記号番号（最終加入制度における番号）を基礎年金番号として使用
- ③ 共済組合の組合員・年金受給権者は、新規に基礎年金番号を払い出し（付番）

〈参考〉 平成9年1月時点の付番件数 10, 156万件

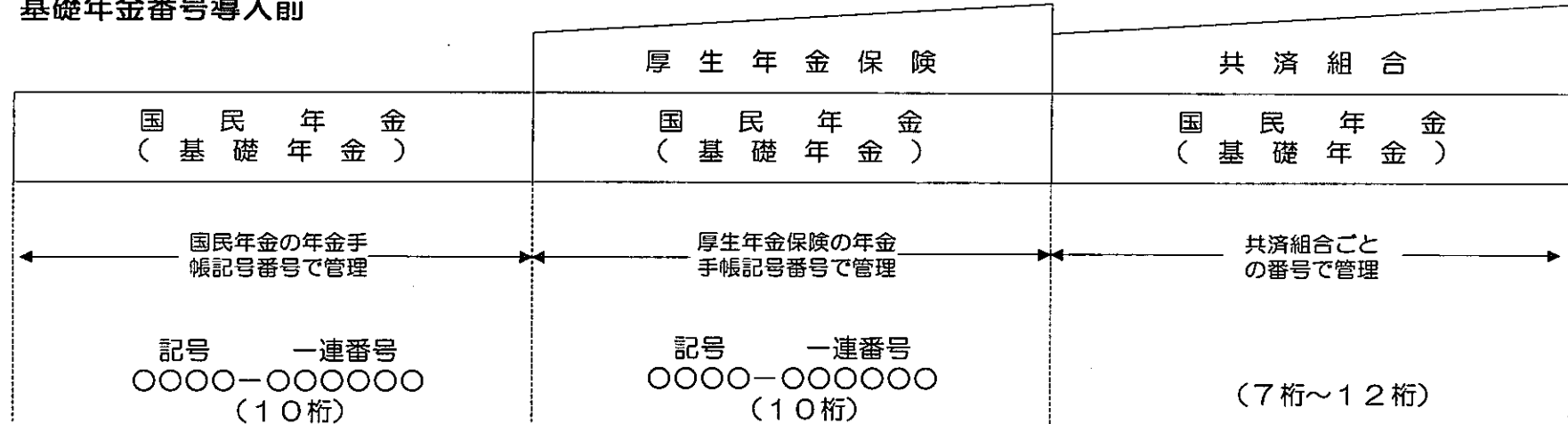
基礎年金番号導入後

- ① 公的年金制度への加入が初めての者は新規加入時に付番
- ② 平成9年1月時点において資格喪失していた者は、年金制度再加入時又は年金の裁定請求時に付番
- ③ 20歳未満の者又は過去に一度も年金制度に加入したことの無い60歳以上の者等について遺族年金の裁定請求時に付番

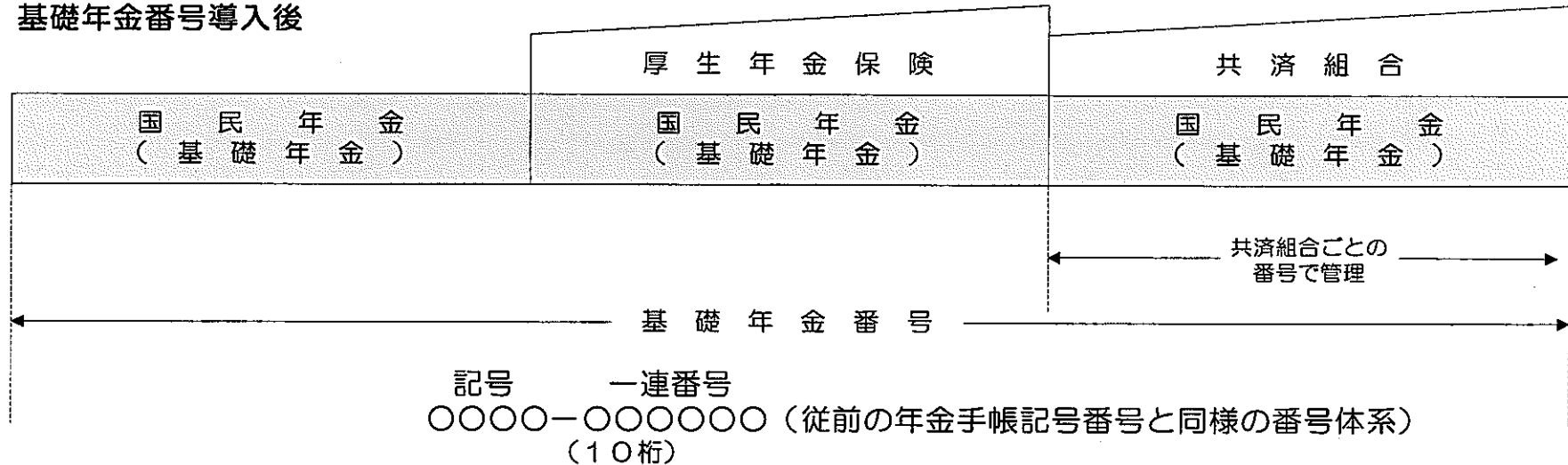
〈参考〉 平成18年5月時点の付番件数 10, 426万件

年金番号の体系と付け方

○ 基礎年金番号導入前



○ 基礎年金番号導入後



Ⅲ 基礎年金番号の活用状況

- 基礎年金番号の導入により、社会保険庁において、各制度間を異動する加入者などに関する情報を把握する仕組みを構築。
 - ※ 共済年金の加入記録については、各共済組合において管理しているため、基礎年金番号をキーに各共済組合と資格取得・喪失等の情報交換を行い、各制度間を異動する加入者の状況を把握。
- 基礎年金番号の導入の効果は以下のとおり。

① 年金個人情報提供サービスの充実

- 58歳通知の実施（平成16年3月～）
58歳到達者を対象として年金加入状況・年金見込額を通知。
- 年金加入状況の情報提供（平成17年1月～）
被保険者等に基礎年金番号を入力していただいたうえで、インターネットにより、加入状況等の情報を電子的に回答するサービスを実施。
- 裁定請求書の事前送付（平成17年10月～）
年金加入記録を印字した裁定請求書を、年金支給開始年齢直前に送付。
- 前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月～）
国民年金保険料控除証明書の発行対象者に対し、前年分の年金加入状況を参考情報として提供。

- ID・パスワード方式による年金加入状況の提供（平成18年3月～）

被保険者本人の年金加入状況を24時間365日いつでもインターネットで確認可能とする。

- ポイント制の導入（平成20年4月～）

国民年金・厚生年金保険の納付実績を、「ポイント」により提供。

② 年金相談・裁定事務の的確、迅速化

- 年金の加入記録を基礎年金番号により各制度を通じて把握できることから、年金相談や年金裁定における的確、迅速な対応が可能。

③ 制度間調整による過払い防止

- 複数年金の受給等による年金の過払の防止（平成9年1月～）

基礎年金番号をキーとして各制度間の年金情報を交換することにより、複数年金の受給等による年金の過払いを未然に防止。

④ 各種届出の省略

- 国民年金の種別変更届出の省略（平成9年1月～）

自営業者等（第1号・第3号被保険者）がサラリーマン（第2号被保険者）になった際に届出を義務づけていた、国民年金の種別変更の届出を省略。

- 年金受給権を複数有する方の届出の簡素化（平成9年1月～）

複数の年金受給権（国民年金と厚生年金保険の間）に共通する届出（死亡・氏名変更・生存証明等）について、一つの年金受給権に対する届出に簡素化。

⑤ 未加入者への加入勧奨等

- 国民年金未加入者への加入勧奨（平成10年6月～）

会社を退職した者の国民年金への加入もれを防ぐため、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者に該当すると思われる者に対して届出の勧奨を実施。（退職後2ヶ月経過時に送付。）

平成17年8月から、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。

IV 基礎年金番号の適切な取扱い（個人情報保護の徹底）

これまでの取組

- 職員ごとのカード番号の固定化（16年7月～）
及び本人識別パスワードの導入（16年10月～）
- 社会保険業務センター等において、職員による被保険者情報の閲覧行為を調査確認できるシステムの整備（17年1月～）
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施（随時）

今後のもう一段の取組

今国会に提出している社会保険庁改革二法案に以下の事項を盛り込んでいる。

○ねんきん事業機構における年金個人情報の保護規定の整備（20年10月～）

年金個人情報については、年金事業の運営のため必要な場合、法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合、法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合以外には、利用又は提供できないものとする。

○基礎年金番号の法定化（20年10月～）

年金業務と他の社会保険に関する業務の連携を図る上で、基礎年金番号を法定化し、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

「社会保障番号」に関する指摘について

平成18年3月7日 経済財政諮問会議民間議員ペーパー

○ＩＴ化の推進と社会保障番号の汎用的活用等

社会保障制度の一体的改革と一元的管理を図るため、ＩＴ化の推進と社会保障番号の汎用的活用を図るとともに、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして、いわゆる「社会保障個人会計」を導入する。

平成18年4月7日 「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめ

原則5 「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

- ・ 社会保障給付のさらなる重点化・効率化を推進する。その一環として、社会保障の効率化にも寄与する社会保障番号、社会保障個人会計を導入する方向で早急に検討を進める。

「社会保障番号」について

【現状】年金、医療、介護等の各制度・各保険者において、それぞれ番号を付番し、システムを構築した上で管理

メリット	デメリット等
○併給調整など制度をまたぐ一部の事務処理の効率化	●統一の番号を導入し、各制度間・各保険者間で利用できるようネットワークで結ぶためには、初期コストと運営コストとして百億円単位の費用が必要になると見込まれる。 ●国民はじめ関係者の反応、セキュリティ等

○統一番号の導入効果は、基本的には、「名寄せ」や「漏れ」のチェック。
 社会保障制度の中だけで利用する統一番号にとどめるのではなく、
 ・納税者番号(未導入)、住民基本台帳番号とのリンク、
 ・民間経済社会活動における利用
 など、行政効率化や国民の利便が多く得られるような形を展望してはじめて、意味が出てくるのではないか。

※アメリカでは、1987年に子どもを扶養する者が所得控除を受ける際、以前は子どもを列挙すればよかったが、子どもの社会保障番号を記入することとしたところ、対象となる子どもが700万人も減った。
 (“Freakonomics”日本語訳より)

	基礎年金番号	介護保険番号
初期コスト	430億円	720億円
運営コスト	(全体の運営コストの一部)	(各保険者の運営コストの一部)
対象者数	20歳以上 (1億0,400万人)等	第1号被保険者 約2,200万人